

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「要綱」という。）9条において準用する5条1項及び2項の規定に基づく愛の手帳の交付決定処分のうち、障害程度の区分認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、更新の日付を令和2年8月12日として行った愛の手帳の交付（更新）決定処分のうち、要綱別表1「知的障害（愛の手帳）総合判定基準表」（別紙1。以下「総合判定基準表」という。）における障害程度の区分（以下「障害の度数」という。）を、総合判定3度と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、同2度への変更を求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

当人（請求人）は、自閉症でこだわりが強く、集合住宅のしき地にたびたび、立ち小便をし、近所の方はこわくて注意できません。親が注意してもやめません。昼夜逆転し、夜中に大声を出し

たり走りまわったり、ドンドンと音を立て、苦情があります。家族も眠れません。髪も切れません。オフロもほとんど入らず、ハミガキもしません。においがひどく、外食もできません。現在、母子家庭で、私も（母）週2回程しか働けていません。元夫も、9月に亡くなり、これから伝えると、さらに状況は悪化すると思われます。作業所にも所ぞくしていませんし、ショートステイも拒否で、家族は限界を感じています。近所の方がこわがっているのは大声でどなりながら歩くからです。40才位にみられています。今一度、ご検討をお願い致します。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和3年7月13日	諮問
令和3年9月10日	審議（第59回第3部会）
令和3年10月14日	審議（第60回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 要綱等の定め

- (1) 要綱1条は、この要綱は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるた

め、知的障害者に「愛の手帳」を交付し、もって知的障害者の福祉の増進に資することを目的とするとし、要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した心障センターにおいて、知的障害と判定された者に対して交付するとしている。

- (2) 要綱3条1項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書（以下「申請書」という。）に当該知的障害者の写真を添え、その者が18歳以上の場合にあつては、心障センターを判定機関とし、判定機関の長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

同条4項及び4条は、上記申請書を受理した心障センター所長は、総合判定基準表（別紙1）及び当該知的障害者が18歳以上である場合は要綱別表4「知的障害（愛の手帳）判定基準表（18歳以上 成人）」（別紙2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に判定書を添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

そして、要綱5条1項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条2項は、上記により障害の度数1度から4度までに該当すると認めたときは、心障センター所長を経由して愛の手帳を交付するものとしている。

なお、総合判定基準表（別紙1）によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「重度」と判定され、またプロフィールがおおむね「2」程度のものに該当するもの」が2度（重度）、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールがおおむ

ね「3」程度のものに該当するもの」が3度（中度）とされている。

(3) 要綱7条は、手帳の交付を受けた者が、3歳、6歳、12歳、18歳に達した時、又はこの間において知的障害の程度に著しい変化が生じたと認められるときは、当該知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付（更新）申請書により知事に更新の申請をしなければならないとし、また、要綱9条は7条の規定による手帳の更新については、3条及び5条の規定を準用するとしている。

(4) 要綱12条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和42年3月20日付42民児精発第58号）4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等については、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、同(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

2 請求人の知的障害に係る総合判定について

次に、心障センター所長が作成した本件判定書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 個別判定基準表によるプロフィール

ア 「知能測定値」について

改訂版鈴木ビネー検査の結果は、IQ35と判定されており、個別判定基準表における「知能指数及びそれに該当する指数がおおむね35～49」に相当する「3度」と記載されている。

イ 「知的能力」について

文字の読み書きにおいては、請求人の拒否があり、十分に

確認できていないが、日にちは一部数字を記述し、繰り上がり、繰り下がりのある簡単な足し算、引き算も可能であった。知能検査課題には、全体的には粘り強さに欠けるものの、出来る問いには素早く回答することが観察された。また、日常生活上慣れ親しんでいる事物（硬貨や色）の名称を理解しており、普段携帯型ゲーム機を操作して遊ぶこともあることを聴取している。

以上のことから、個別判定基準表における「表示をある程度理解し簡単な加減ができる」に相当する「3度」と記載されている。

ウ 「職業能力」について

高校卒業後は平成30年夏頃まで生活介護施設に通っていたが、通えなくなり、次に平成30年9月から就労継続支援B型事業所に通所し、野菜の袋詰め、シール貼り作業を行っていた。しかし、不適應をおこし、平成31年1月頃から休んでいた。また、お手伝いについては、母が言っても全くやらないとのことであるが、改訂版鈴木ビネー知能検査では、「3つの仕事」は不通過ではあったが2つの課題は理解し行うことができていた。

以上のことから、個別判定基準表における「簡単な手伝い程度は可能。また、保護的環境であれば、単純作業が可能」に相当する「2度」と記載されている。

エ 「社会性」について

平成30年9月から就労継続支援B型事業所に通所していた。しかし、作業に取り組むも短時間で飽きてしまい不適應状態となり、請求人の通所しぶりもあり、結果、平成31年1月頃から休んでいる。心理学的判定時には、母からの聴き取り中、請求人は着席を維持できず部屋を探索の後、部屋か

ら出ていくものの、しばらくすると戻り、心理担当者に終了時間を確認しており、本日の判定が終わらねば帰れぬことを理解していたと判断された。また、知能検査には取組拒否の課題もあったが、心理担当者の励ましにより離席はせず取り組んだことが観察された。所属集団においては、集団的行動がほとんどできないが、心理担当者の指示に従うこともできると判断された。

以上のことから、個別判定基準表における「集団的行動がほとんど不可能。ただし、個別的な援助があれば、限られた範囲での社会生活が可能」に相当する「2度」と記載されている。

オ 「意思疎通」について

言語による表出は、普段から助詞を混ぜた会話も可能であることを聴取している。また、知能検査時にも「消防車を呼ぶ」、「カヌーに乗ってる」など助詞を正しく使用し、言いたいことを文章で表現することが観察された。さらに、医学的判定においては、自分の名前、誕生日及び年齢は早口であるが、正しく言うことができていた。言語理解は、改訂版鈴木ビネー知能検査において、言語のみによる指示理解も可能であった。さらに、同検査においては、質問の内容を了解し、現在直面していない事態を想定し、その対応、対策を言語で表現するという複雑なプロセスを伴う問題も合格していた。なお、「まだ?」、「いつ終わんの?」という請求人に対し、「12時までには終わります。」、「検査と診察が終わったら帰れます。」と心理担当者が答えると、時計を見て納得した様子を見せるなど行動観察からも言葉はある程度理解していると判断された。文字の読み書きについては、母から漢字の読み書きが困難であることを聴取しているが、判定当日は請求人

が文字の読み書きを拒否したため、実際どの程度の文字が読めるのかは確認できなかった。ただし、数字については、記述していた。

以上のことから、個別判定基準表における「言語が未発達で文字を通しての意思疎通が不可能」に相当する「3度」と記載されている。

カ 「身体的健康」について

小学6年生頃よりトゥレット症候群の診断があり、投薬を受けていた。その後、中学3年生頃から統合失調症と診断され現在も通院し、投薬治療を受けている。

以上のことから、個別判定基準表における「特別の注意が必要」に相当する「3度」と記載されている。

キ 「日常行動」について

現在、拒薬、興奮、他害、自傷、多動、無断外出、睡眠の問題、こだわり（外での放尿癖）等の問題行動が顕著であり、就労継続支援B型事業所でも作業に従事することができず、休んでいる。特に他害においては、第三者へはないものの、家族に対する暴力は激しく、家族への他害でこれまでに平成31年1月、令和元年10月に医療保護入院となっている。

以上のことから、個別判定基準表における「日常行動に支障があり、常時注意及び配慮が必要」に相当する「2度」と記載されている。

ク 「基本的生活」について

食事については、用意された物を箸で食べる。排泄は一人で行き、始末もできるが、小便で床を水びたしにする。着脱衣については、前後等の区別が不十分である。入浴は、一人でするものの不十分であり、洗髪においては毎回声かけを要する。歯磨きは一人で行うが不十分であり、定期的に歯医者

にかかっており、爪切りも困難である。買物は、1つくらいであれば欲しいものを単独で購入できるが、釣銭計算は不十分である。危険物の認知は介助者の注意の下であれば包丁は使用できるが、火は扱わない。交通機関を単独で利用することは困難で、母の話では興味関心による信号無視や飛び出しがあることを聴取している。しかし、請求人は無断外出でかなりの距離を単独で移動したこともあるが、これまで一度も交通事故にあったことはなく、信号等簡単な交通ルールが全く分からないとは判断できない。

以上のことから、個別判定基準表における「身辺生活の処理が部分的に可能」ないし「身辺生活の処理がおおむね可能」に相当するものとして、「2度～3度」と記載されている。ケ 上記のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、全8項目中3項目が2度（重度）、4項目が3度（中度）、1項目が3度ないし2度（中度～重度）とされている。

そして、上記各項目における障害の程度の判定は、面接等により得られた所見等に基づくものであって、これらから得られる請求人の状態について、各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして、合理性のあるものと認められるから、本件判定書に記載されたプロフィールは、全体としておおむね3度程度に該当するものと判断するのが相当である。

(2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「中度知的障害、統合失調症、自閉スペクトラム症、トゥレット症候群」と、心理学的所見欄には「CA 23 MA【記載なし】 IQ 35（鈴木ビネー改訂版）（R 2. 7. 7実施）」と、社会診断所見欄には「今後も社会生活面全般において、継続的な支援が欠かせない」と記載されている。

(3) 総合判定

上記(1)及び(2)の記載内容を総合して判定すると、請求人の障害の程度は、総合判定基準表（別紙1）における「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールがおおむね「3」程度のものに該当するもの」に該当するものとして、障害の度数は総合判定3度（中度）であると判定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点があるとは認められない。

- 3 請求人は、上記第3のことから、本件処分が違法、不当である旨主張しているものと解される。

しかし、上記1・(2)及び(4)のとおり、愛の手帳における障害の程度の認定は、申請書及び判定書の内容を総合的に判定して決定されるものと解すべきであるところ、本件申請書及び本件判定書によれば、請求人の障害の程度は、総合判定基準表及び個別判定基準表に照らして、「3度（中度）」と判定するのが相当であることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって本件処分が違法又は不当なものであるということとはできない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙 1 及び別紙 2 (略)